

出雲市農業農村整備工事における週休２日工事要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、将来にわたり安定的に社会資本を整備し、及び維持していくことを目的として、地域建設業において労働環境の改善を図るため、週休２日工事を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週単位の週休２日 対象期間において、全ての週で曜日を問わず１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態(以下「週単位の週休２日」という。)をいう。ただし、受注者の責めによらず１週間に２日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

(2) 月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で週休２日相当(４週８休以上)の現場閉所を行ったと認められる状態(以下「月単位の週休２日」という。)をいう。

(3) 対象期間 工事着手日(現場事務所等の設置又は測量の開始)から工期末の２０日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

(4) 非対象期間 次に該当する期間を含む１週間とする。１週間は月曜日から日曜日までとする。

ア 工期の始期日(契約上の着手日)から工事着手日までの期間

イ 工期末の２０日前までの期間

ウ 年末年始６日、夏季休暇３日の期間

エ 工場制作のみの期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 発注者が週休２日の対象外とする期間

(5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合を含まない。

(6) 発注者指定型 発注者が、発注時から受注者に対して週休２日工事の実施に取り組むことを指定する発注方式をいう。

(7) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休２日工事の実施に取り組むか否かを選択する発注方式をいう。

- (8) 週休 2 日工事 発注者が次条に規定する工事として、発注者指定型又は受注者希望型のいずれかの発注方式により実施する週休 2 日相当(4 週 8 休以上)の工事をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象となる工事は、出雲市が発注する農業農村整備工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 災害応急工事等の緊急を要する工事
- (2) その他市長が対象外と認めた工事

(発注方式)

第 4 条 週休 2 日工事の発注方式は、発注者指定型とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は受注者希望型とする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 現場条件又は施工期間の制約が厳しい工事

(実施方法)

第 5 条 発注者は、設計図書の仕様書裏面その他特記事項に、週休 2 日工事(発注者指定型)又は週休 2 日工事(受注者希望型)である旨を明記するものとする。

2 受注者は、発注者指定型においては、週休 2 日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに休日等取得計画表等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、週休 2 日工事の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 その他、工事の実施に当たっては、特記仕様書により行うものとする。

(工事成績評定)

第 6 条 発注者は、対象期間において月単位の週休 2 日以上を確保できた場合は、工事成績評定にて評価するものとする。なお、週休 2 日を確保できなかった場合においては、減点は行わないものとする。

(工事費の積算及び設計変更)

第 7 条 発注者は、発注者指定型においては、発注時点でそれぞれの経費に月単位の週休 2 日の補正係数を乗じるものとし、週単位の週休 2 日を達成した場合は、精算時に週単位の週休 2 日の補正係数に設計変更するものとし、月単位の週休 2 日を達成することができなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

2 発注者は、受注者希望型においては、発注時点で補正せず、対象期間中の現場の閉所又は休日状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

3 発注者指定型又は受注者希望型のいずれの取組を行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認するものとする。

4 現場閉所の状況の取扱い及び補正係数については、次に定める。

(1) 現場の閉所状況は次に定めるところによる。

ア 週単位の週休 2 日 対象期間において、全ての週で現場閉所率が 28.5%(2 日/7 日)以上の場合をいう。ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責めによらない理由により 1 週間に 2 日以上現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。また、1 週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

イ 月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で現場閉所率が 28.5%(8 日/28 日)以上の場合をいう。ただし、週休 2 日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位 4 週 8 休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(2) 補正係数は次の表に定めるところによる。

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
週単位の 週休 2 日	1.02 (1.02)	1.02 (1.05)	1.03 (1.06)
月単位の 週休 2 日	1.02 (1.02)	1.01 (1.04)	1.02 (1.05)

(3) 市場単価、土木工事標準単価は、工種ごとに定めた補正係数を乗じるものとする。

(提出書類の虚偽)

第 8 条 受注者から提出された休日等取得実績表に虚偽の記載が判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。